

S A G A 2 0 2 4 基山町休憩所等設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 基山町観光・接伴基本計画」に基づき、S A G A 2 0 2 4において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に対し、憩いの場・交流の場を提供するための休憩所等の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技団体等との協議の上、各競技会場に設置する。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとするが、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 業務内容

- (1) 休憩所の設置及び運営に関すること。
- (2) ドリンクコーナーの設営及び運営管理に関すること。
- (3) 飲料水等の検収及び管理に関すること。
- (4) その他休憩所等の運営に関すること。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所等の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) S A G A 2 0 2 4 ハーサル大会における休憩所等については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。